

平成 30 年度第 1 回小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議  
管理機関の取組みや資料等に対するご質問・ご提案への回答

(1) 地域連絡会議の資料 1-1 について、参画団体からのご質問やご提案

No. 1	
団体名	母島漁業協同組合
項目	環境保全に係る取組について
関連資料	—
活動内容	<p>地域連絡会議で連絡・調整を図りたい事柄はありませんが、母島漁協として取り組んでいる活動は下記の通り多々あります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船主への指導を通し、油漏れ等の保全への喚起を促している。</li><li>・ 外国船の残網回収事業により、海洋生物の保護を行っている。</li><li>・ 密漁船による貴重な財産の毀損防止を、監視により実施している。</li><li>・ 「浜プラン」事業により、節電・省エネ機器の導入を励行している。</li><li>・ 海亀産卵孵化事業により、ウミガメの保護に供している。</li><li>・ 不審船や漂流物の報告を通し、撤去や防止に繋がる様務めている。</li></ul>
回答	環境保全にかかる取組み等についての情報共有ありがとうございます。

No. 2	
該当資料	資料 1-1 世界遺産管理に係わる取組状況について
団体名	NPO 法人 小笠原自然文化研究所
ご提案	<p>希少野生生物の生存状況において、保全対策が取組まれている状況においても、<u>実質的な絶滅もしくは消滅しそうな希少生物群が存在する状況であることは（陸産貝類、オガサワラシジミ、オガサワラグワ、希少固有植物ほか）遺産地域に暮らす地域住民に対して、明示することが不可欠と考えます。</u></p> <p><u>地域から種が絶滅することが現実に行き始めていること、現在の保全技術では管理しきれない限界があることは、遺産管理の担う地域連絡会議の構成員として、受け止めることが重要</u>と思います。</p>
回答	<p>住民説明会や各種普及啓発行事、遺産センター等において、現状を伝えていきます。参画団体の皆さまにおいても、機会がありましたら、管理機関等が行う普及啓発の行事等について、各機関の構成員の皆さまに情報提供をお願いします。また、地域住民の方々にわかりやすく伝える具体的な提案等ありましたら、お願いします。</p>

No. 3	
該当資料	資料 1-1-18 固有昆虫保全（オガサワラシジミ）について
団体名	（一社）小笠原環境計画研究所
ご提案	<p>これまでも絶滅が危惧されてきたところであるが、今年に入ってさらに厳しい状況になったと聞いている。</p> <p>域外保全の個体群の補強等も視野に保全対策は進められるようであるが、今後の取り組みをどう進めて頂けるのかは非常に気になっている。</p> <p><u>母島でのオガサワラシジミの保全においては、生息環境の保全として、①アノール防除、②エサ木の保全（アカギ等による被陰の解消）</u>といわれている。</p> <p>これまで、これらの対応が必要充分に行われてこなかったことも、今回の状況になった一因と思っています。</p> <p>先日、シジミの検討会があったが、域内保全の対応や域内での人工増殖の実施については各行政に対して、検討事項として宿題が出された形となっていると認識している。</p> <p><u>9/5 のシジミの検討会から日がたったが、各行政それぞれにおかれましては、現時点でどのような対応を取られる方向で進めて頂いているのか。具体的にどのようなことを対応頂き進めて頂いているのかなどを教えてください。</u></p>
回答	<p>母島において、通常はオガサワラシジミの成虫が確認できる6－8月に確認できず、専門家より既に野生で絶滅してしまった可能性もあるとの意見もありました。このため、急遽、9月5日に関係機関も出席し、オガサワラシジミ保護増殖検討会を開催し、現状の評価、今後の対応等を検討しました。</p> <p><u>同検討会において、今回のオガサワラシジミの減少要因としては、平成28（2016）年10月～翌年6月までの干ばつ、平成29（2017）年春のコブガシの開花不良、同年9月の台風の長期滞在により、生息環境が著しく悪化したことが挙げられました。</u>加えて、グリーンアノールの個体数増加による影響も考えられましたが、母島においてはアノールの生息密度が高止まり傾向であり、今回の主要な減少要因ではないかもしれないとの意見もありました。</p> <p>現在、域外飼育は多摩動物公園のみで行われています。同公園で飼育・増殖させた個体を母島へ移植することも検討されましたが、<u>まずはオガサワラシジミの種としての絶滅を回避するため、同公園の域外飼育個体群を安定的に維持するための体制の構築（複数の機関での域外保全（飼育）、餌木の安定供給）を目指すこととしました。</u>早急に同公園以外に、オガサワラシジミの域外保全の協力を得られる機関を探していくこととしています。その後、同公園と協力を得られた機関により、移植に耐えられるまで<u>飼育数を増やし、母島への移植を検討する方針</u>としています。</p> <p>また、現在、取り組んでいるオオバシマムラサキのアカギ等による被陰対策（アカギ等の伐採）やグリーンアノール捕獲等については、その効果等を検討し、<u>関係機関と連携し、対策を拡充することも検討したいと考えています。</u></p> <p>オガサワラシジミは希少種であり、取扱いに注意を要しますが、母島での対策については、島内で知識を有する関係機関や関係者と協力し、対策を進めていきたいと考えています。</p>

No. 4	
該当資料	資料 1-1-20 希少野生動物保全（ノネコ捕獲対策）について
団体名	（一社）小笠原環境計画研究所
ご提案	<p>8月に、「ノネコを拾わないで」、「エサをあげないで」と大きく書かれたチラシがポスティングされた。</p> <p>「ノネコを拾わないで」とかかれた同じ紙面に、「ノネコの捕獲には、鳥獣保護管理法の許可が必要」と書いてあり、ネコを拾うと鳥獣保護管理法違反となることを示唆した文面だった。</p> <p>文面からみて、母島向け（父島では配布していない）チラシと思われたが、母島でネコを拾うという状況は、子猫が段ボールに入れられて捨てられているというケースはあり得なく、弱っているネコが逃げる元気もあまりなく道沿いに居るのをかわいそうなので保護する場合はなかろうか。</p> <p>小笠原では、ネコは保護された後、飼い主を見つけてもらい幸せになると理解しており、猫を拾う行為は良い事だとこれまで思っていた。</p> <p>しかし、チラシからは、こうした行為は鳥獣保護管理法違反であると読み取れてしまう。</p> <p>猫待ちが一杯で困っている状況であるとも書かれていたが、それと母島での猫の保護が鳥獣管理法違反とは次元の違う話かと思う。</p> <p><u>母島全戸配布されるといった一般市民向けのこうしたチラシにネコの保護が鳥獣管理法違反ともとれる記載をされた意図等を教えてほしい。</u></p> <p>また、「まず、父島での、といった」と記載があったが、どうして母島ではないのかといった声を複数聞いた。</p> <p>どうして、まず母島ではないのか、教えて欲しい。</p> <p><u>母島は、本島に海鳥の営巣地がある、希少鳥類が複数いる（メグロ、カワラヒワ、ハト、前述の海鳥）、北部でのノネコの増加が顕著になっていることから保全対象種への被害の増加が推測される、ノネコが多い＝捕獲効率は高いと思われるなど、「まず、母島」とするに十分な理由はあると思う。</u></p> <p><u>なぜ、まずは父島とされるのか、教えてください。</u></p>
回答	<p>母島で配布したチラシの目的の1つは、拾われたネコが、ねこ待合所に持ち込まれた場合、その収容力を超えてしまい、一時飼養が困難になってしまう恐れがあること、さらに持ち込まれたネコの治療や授乳が必要な場合の体制が十分でなく、<u>捕獲事業全体が停止してしまうことから、一般島民の方がネコを拾って、ねこ待合所に持ち込むのを避けるよう啓発したものです。</u>もう1つの目的は、<u>ノネコへの餌やりにより、ノネコが増えてしまい、希少野生動物が捕食される危険性が高まるため、餌やりをしないように啓発したものです。</u>また、<u>ノネコの捕獲は鳥獣保護管理法の許可が必要</u>なため、一般的なことを記載しました。</p>



No. 5	
該当資料	資料 1-1-22 小笠原世界遺産センターの運営について
団体名	(一社) 小笠原環境計画研究所
ご提案	<p>これについては、母島の地域住民皆のかねてからの希望であり、本会議でもあげさせていただきます。<u>母島にも遺産センターの建設をお願いします。</u></p> <p>母島においては、ニューギニアヤリガタリクウズムシ等の新たな外来種の侵入を阻止し、まだ残る、母島の固有陸産貝類等をはじめとする貴重な自然の保全を図ることが重要と考えるため、そうした侵入阻止に寄与する機能（燻蒸・冷凍、各種対策の資機材の備蓄）を設計の際には盛り込んで欲しい。</p> <p>また、父島の例からみて、陸産貝類の域外保全を行う場としての機能も遺産センターには必須とみられることから、これについてもお願いします。</p> <p>地域の希望も含め遺産センターに必要な機能を精査したうえで、遺産センターの建設をお願いしたい。</p>
回答	<p>母島における外来種対策や普及啓発の拠点となる施設の必要性は承知しており、また、地域住民から強い要望があることも承知しています。</p> <p>今後も関係機関と調整し、引き続き、検討していきたいと考えています。</p>

No. 6	
団体名	NPO 法人 小笠原自然文化研究所
項目	父島二見湾のオニヒトデ対策について
関連資料	資料 1-1-23 海域の気候変動モニタリングとオニヒトデ対策について
活動とご提案	<p>現在、父島二見湾奥はサンゴを食害するオニヒトデの生息密度が高く、受精が成立した場合には大発生が生じ、<u>サンゴ群落に甚大な被害が及ぶ</u>。<u>世界遺産事務局においては速やかに駆除予算を確保して欲しい</u>。環境省は昨年度から試験駆除に着手したが、作業人工に限られ、リスクを低減できていない。当研究所はダイビング関係者と助成金を申請中であるが、対象海域は広く、官民が協力して取り組まないと早期のリスク低減は成し得ない。以下に早急な対応が必要な根拠を記す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オニヒトデは体外受精を行うため、二見湾の様な潮通しの悪い内湾で、さらに個体間の距離が近い場合に受精リスクが高い。</li> <li>・二見湾においてオニヒトデを低密度管理できれば、父島列島における大発生のリスクを抑える事ができる。</li> <li>・二見湾でオニヒトデの大発生が生じた場合、湾内の重要なサンゴ群落が失われるだけでなく、兄島瀬戸や巽湾など湾外のサンゴ群落へとオニヒトデの幼生や成体が拡散し、被害が拡大する可能性がある。</li> <li>・小笠原諸島はこれまでオニヒトデの大発生が生じておらず、また高水温による白化被害も限定的であるため、国内や海外のサンゴ礁ではすでに失われた老成サンゴ群落（サボテンミドリイシ、オガサワラアザミサンゴ、ナガレハナサンゴ、スギノキミドリイシ等）が残る貴重な海域である。</li> <li>・国内外では大発生後にオニヒトデの駆除が行われているが、成功例は皆無とされている。つまり、大発生を未然に防ぐ事が重要で、大発生が生じてからでは手遅れとなる。</li> <li>・ユネスコの諮問機関である国際自然保護連合（IUCN）の評価書には、日本国に対する「強く奨励する事項」として「資産における海域公園地区をさらに拡張することを検討すること。それにより、管理効率が向上し、海域と陸域を結ぶ生態系の完全性が強化されることが期待される。」と記載しており、海域の保全管理も小笠原の世界遺産管理に位置づけている。</li> </ul>
回答	関係機関とも連携し、モニタリングや駆除を実施していきたい。

(2) 地域連絡会議の資料2～5について、参画団体からのご質問やご提案

No. 7	
該当資料	資料 3-2 西之島の価値と保全等に関わる検討フローについて
団体名	NPO 法人 小笠原自然文化研究所
ご提案	<p>先の地域連絡会議構成団体への<u>ヒアリング</u>において、その前提が不明確であり困惑した。</p> <p>1. 「利用の状況と今後の可能性」など地域ヒアリングの前提となる、<u>遺産管理責任者が先に示すべき以下の情報の提示</u>がなく、地域連絡会としてアイデアの現実的な提言ができなかった。<u>この地域連絡会議の資料において、提示して頂きたい。</u></p> <p>現時点の保全指針：遺産価値と保全の考え／何を守るべきものとし、どのように守るのか</p> <p>制度設計：法律制度／どのような 理屈・根拠で守るのか</p> <p>管理方法：公的体制／誰が、どのように、管理運営するのか／法制度による直轄管理、分担案など</p> <p>管理スケジュール：短期～長期のアクションプラン。最低、今後 5 年の青写真。</p> <p>課題：制度設計・管理方法の課題など</p> <p>2. 「西之島の価値と保全等に関する検討」の運営で使われている「<u>保全対策</u>」「<u>管理</u>」「<u>利用</u>」の<u>検討範囲の定義</u>を示して頂きたい。</p> <p>特に「管理」という言葉の枠範囲が重要で、「保護地域等の法的な色塗り」に施策提言が限られるのであれば、別に「運用」というカテゴリーをつくり、地域連絡会議（各遺産管理団体と地域団体）で検討する必要がある。地域連絡会議の参加利点は「運用」の実効性にあるため。</p> <p>3. 2019 年度検討体制について</p> <p>「保全対策検討会議(仮称)」は、現実性のある具体的な保全対策を提言するのであれば、現地（居住地含む）を熟知する科学委員会および地域連絡会議の代表関係者が構成員として適切と考える。</p>
回答	<p>1 について</p> <p><u>ヒアリングは、関係機関が所有する既存情報の収集、観光や漁業等の利用状況や今後の利用の可能性、今後の西之島の保全や利用に関してのご意見等をお聞きしたものです。</u>昨年度改訂した管理計画においても「今後の調査結果に基づき、適切な対応等を検討する」としており、<u>まずは、西之島の総合調査を行い、西之島の現況を把握するとともに、その科学的な評価を行うこととしています。</u>その後、「<u>保全対策検討会議(仮称)</u>」において、<u>科学的価値等に基づき、ご指摘の内容などを検討</u>することを予定しています。なお、現在考えられる法規制として、立入規制が可能なものには、「自然</p>

環境保全法に基づく原生自然環境保全地域の立入制限地区」や「自然公園法に基づく国立公園の特別保護地区等の立入規制地区」があります。

2について

今後予定している総合調査及び科学的な価値の評価にも寄りますが、「保全対策」としては、保全方針（長期的な目標）や保護担保措置（法的な規制）、具体的な対策として管理（モニタリング調査、外来種対策など）や利用（上陸ルール、普及啓発など）が想定されます。

3について

ご提案として承ります。また、具体的かつ実質的な検討ができるよう、実際に管理に関わることが想定される機関を含め、検討したいと考えています。

No. 8	
項目	会議の運営について
関連資料	資料 4 IUCN による World Heritage Outlook 2 の報告
団体名	NPO 法人 小笠原自然文化研究所
活動内容	<p>「資料 4 IUCN による World Heritage Outlook 2 の報告等の詳細共有と活用」</p> <p>登録後 5 年目を経過した世界自然遺産小笠原諸島は、登録から維持・管理の時代に入っている。世界遺産区域に父島・母島を含み、また本土から 1000km 以上離れた自治体(村)であることより、その維持管理において地域連絡会議の果たす役割は大きい。2018 年現在、さまざまに増加する管理課題について取り組むためには、<u>管理機関と地域団体の相互合意を前提として、まず重要な論議案件を絞り込むことが必要</u>であり、これは運営および参加者負担の軽減にも寄与する。以下、IUCN「遺産状況の評価の仕組み」に基づいて、遺産管理の課題の解決・改善に取り組む会議手法を提言する。</p> <p>a. 遺産価値の維持管理にあたり、IUCN へ報告手続と、IUCN の評価の仕組みについて(具体的な報告様式および視察スケジュールなど)、構成員が理解する。</p> <p>b. 現在、日本国から IUCN への提出資料を共有し、管理機関による国内評価を確認する。</p> <p>c. IUCN からの日本国に対する評価・提言を確認する。</p> <p>d. <u>IUCN の評価・提言に基づき、小笠原の重要課題を整理し焦点化した上で、その解決・改善策を議論する。</u></p> <p>会議資料で IUCN 評価資料(一般向け)が共有されましたが、上記フローによる会議運営へ繋がることを提言します。</p>
回答	<p>IUCN のアウトルックは、IUCN 独自の取り組みで、全世界自然遺産を対象に情報分析を行い、保全状況等を評価し、公表しているもので、既存情報を基に 3 年ごとに保全状況が評価されています。また、<u>世界遺産条約に基づく、定期報告は地域別(6 地域)に分けて、1 年 1 地域ずつ行われており、日本が含まれるアジア・太平洋地域は、2020 年に順番が回ってくる予定です。</u>現在、定期報告時に提出できる資料の作成に備えるため、環境省において管理計画(概要版)等の英訳を進めています。また、具体的な報告様式や視察の有無については不明ですが、詳細が分かり次第、共有します。</p> <p>地域連絡会議は目的を「小笠原諸島世界自然遺産地域の適正な管理のあり方を検討し、検討結果の実現に最大限の努力を行うため、地域連絡会議を設置し、関係機関の連絡・調整を図る」としており、重要課題の検討や課題解決の場として正式に位置づけられていませんが、これまでも住民の生活等に直結する課題等については、地域連絡会議や下部 WG を設置する等して検討、調整してきており、引き続き、<u>住民生活等に直結する課題等については、検討、調整することが適していると考えられます。</u>一方、IUCN や条約事務局からの評価や指摘事項の科学的な知見を要する課題について、地域連絡会議で検討、議論することは難しいのではないかと考えられます。</p>

No. 9	
該当資料	資料5 国指定鳥獣保護区の更新作業について
団体名	NPO 法人 小笠原自然文化研究所
ご提案	<p>1. 管理・体制について</p> <p><u>法律上、国（環境省）が直轄管理することとなっている同保護区について、管理主体者、実際の管理運営主体者を明記されたい。</u></p> <p>理由：2000年までは、国の管理依頼による都の管理が実施されていたが、2000年より地方分権一括法に伴う鳥獣保護法改正による整理で、国指定鳥獣保護区は環境省の直轄管理となった。しかし、その後の通達（2000年）により国の設備や条件の整わない（管理事務所がない等）地域では、引き続いた都道府県の管理が依頼され都の管理が継続した。その後、小笠原では環境省事務所開設（2006年）、世界自然遺産センター開設（2017年）等、国の地域条件が大きく変化した。また、国指定鳥獣保護区大幅拡大+オオコウモリ特別保護地区設置（2009年）により、鳥獣保護区の規模が倍増した。このように2000年の通達時とは、大きく諸条件が変化したことから、<u>現在の世界遺産時代に見合った管理運営体制の設置が必要</u>である。</p> <p>2. 各論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父島で、指定の届いていない（オオコウモリのための特別保護地区外にはみ出している）振分山周辺道路敷を編入されたい。</li> <li>・母島で、現在探索中のオオコウモリの集団ねぐら（繁殖ねぐら）が発見されたら、今回の改定に反映（編入）されたい。</li> <li>・母島で、飛来するオガサワラカワラヒワにとって重要な地域の選別と、特別地区化を検討されたい。</li> </ul>
回答	<p>1について</p> <p><u>国指定鳥獣保護区については、基本的に国が管理することになっており、鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の捕獲許可や巡視（鳥獣保護管理員含む）等を行っています。しかしながら、小笠原において、<u>傷病鳥獣の対応については、十分な体制が無く、これまで東京都に依頼し、保護収容の対応をいただいています。引き続き、東京都と連携して管理に努めたいと考えています。</u></u></p> <p>2について</p> <p>ご意見も参考とし、情報収集や状況も含めて見直し作業をしていきます。</p>

(3) その他、参画団体よりご提案等

No. 10	
項目	遺産管理事項に関する対応窓口について
関連資料	—
団体名	NPO 法人 小笠原自然文化研究所
活動内容	島民、観光客、研究者が気づいたときの、判りやすい報告相談窓口の明示と、即応する世界遺産機関・地域連絡会議の検討システム（台風後の南島鮫池のゴミ問題、希少動物の生息地の発見、大型動物ストランディング）など。
回答	窓口としては世界遺産センターが想定されますが、「遺産管理」についての範囲を明確にして、島民の方や観光客の方に周知することが難しく、全ての自然環境関係の課題等について、遺産センター窓口に問合せがあっても対応できない状況であり、現状としては、個別の相談や報告事項について、情報提供を受けた機関が担当機関・部署へ連絡する体制が現実的な対応と考えています。また、新たな課題については、昨年度改訂した管理計画においても「管理機関は～、速やかに役割分担や体制の整備等、対処の枠組みを検討する」としており、個別の課題ごとに対応をしていくことになると考えています。

No. 11	
項目	会議の運営について
関連資料	—
団体名	(一社) 小笠原環境計画研究所
活動内容	今回の会議は、会議をより円滑に有意義に進めるために事前の質問・提案の提出する方式であった。 会議の設置要綱にある目的に照らして ①円滑かつ有意義に進められたか、 ②この事前の質問・提案提出方式が妥当であったか といった PDCA のうちの Check を会議の最後に、一同でする時間を設けて欲しいです。
回答	本日、会議の中で検討します。